

平成 18 年 11 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 朝 日 ネット  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 本 公 哉  
(コード番号：3834 東証二部)  
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 副 社 長 兼 梅 村 守  
コーポレート本部長  
( TEL. 03-3569-3511 )

## 募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 18 年 11 月 22 日開催の当社取締役会において、当社普通株式株券の株式会社東京証券取引所への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 1,700,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（平成 18 年 12 月 7 日の取締役会で決定する。）
- (3) 払 込 期 日 平成 18 年 12 月 25 日（月曜日）
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 平成 18 年 12 月 15 日に決定される予定の引受価額を基礎とし、会社計算規則第 37 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の二分の一相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村證券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 18 年 12 月 15 日に決定する。）
- (7) 申 込 期 間 平成 18 年 12 月 18 日（月曜日）から  
平成 18 年 12 月 21 日（木曜日）まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (9) 株 券 受 渡 期 日 平成 18 年 12 月 26 日（火曜日）
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 8,220,000株
- (2) 売出人及び売出株式数
- |                      |            |
|----------------------|------------|
| 千葉県浦安市猫実3-18-3       |            |
| 島戸 一臣                | 1,695,000株 |
| 東京都調布市西つつじヶ丘1-15-19  |            |
| 梅村 守                 | 1,350,000株 |
| 東京都目黒区三田1-4-3-1607   |            |
| 山本 公哉                | 1,200,000株 |
| 東京都練馬区富士見台4-18-8-301 |            |
| 滝口 彰                 | 1,200,000株 |
| 東京都目黒区碑文谷6-10-10     |            |
| 岩崎 慎一                | 1,200,000株 |
| 千葉県市川市富浜1-4-16       |            |
| 杉山 裕一                | 1,200,000株 |
| 東京都文京区本郷4-29-12      |            |
| 草野 貴之                | 130,000株   |
| 東京都文京区大塚2-1-9-802    |            |
| 鎌野 篤                 | 130,000株   |
| 埼玉県和光市諏訪原団地1-8-501   |            |
| 江田 総司                | 115,000株   |
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、みずほ証券株式会社、高木証券株式会社、丸八証券株式会社、中央証券株式会社、マネックス証券株式会社及びSBIイー・トレード証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 券 受 渡 期 日 上記1.における株券受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

## 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,020,000株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  
野村證券株式会社 1,020,000株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 券 受 渡 期 日 上記1. における株券受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式の発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 1,700,000株

② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 8,220,000株  
オーバーアロットメントによる売出し 1,020,000株 (※)

(2) 需要の申告期間 平成18年12月8日(金曜日)から  
平成18年12月14日(木曜日)まで

(3) 価格決定日 平成18年12月15日(金曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成18年12月18日(月曜日)から  
平成18年12月21日(木曜日)まで

(5) 払込期日 平成18年12月25日(月曜日)

(6) 株券受渡期日 平成18年12月26日(火曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である島戸一臣、梅村守、山本公哉、滝口彰、岩崎慎一及び杉山裕一(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、1,020,000株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、平成19年1月19日行使期限として付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、平成18年12月26日から平成19年1月16日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	30,785,000株
公募による増加株式数	1,700,000株
増加後の発行済株式総数	32,485,000株

### 3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行による手取概算額 622,400千円(\*)は、会員向けサービスの充実のための設備投資 309,241千円、新規会員獲得にかかる販売促進費用等に130,000千円充当する予定であり、残額については、具体的な資金需要が発生するまでは、安全性の高い金融商品で運用する予定であります。

\*有価証券届出書提出時における想定発行価格400円を基礎として算出した見込額であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

#### 4. 株主への利益配分

##### (1) 利益配分の基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

##### (2) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に迅速に対応できるように有効投資したいと考えております。

##### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の公募増資後、増配又は株式分割等を行うことにより、積極的に株主への利益還元を実施いたしたいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

##### (4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	1,620.28 円	1,754.12 円	597.52 円
1 株当たり配当金 (1 株当たり中間配当金)	5.00 円 ( - 円 )	5.00 円 ( - 円 )	150.00 円 ( - 円 )
実績配当性向	0.3%	0.3%	25.1%
株主資本当期純利益率	28.7%	24.0%	6.9%
株主資本配当率	0.08%	0.06%	1.69%

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、株主資本配当率は配当総額を期末の株主資本で除した数値であります。

3. 平成 18 年 3 月期より 145.00 円増配し、年 150.00 円配当といたしました。

4. 平成 18 年 8 月 9 日付で株式 1 株につき 50 株の株式分割を行っております。

そこで、株式会社東京証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書（I の部）』の作成上の留意点について」（平成 18 年 4 月 28 日付東証上審第 178 号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、平成 16 年 3 月期の数値（1 株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本監査法人の監査を受けておりません。

	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	32.41 円	35.08 円	11.95 円
1 株当たり配当金 (1 株当たり中間配当金)	0.10 円 ( - )	0.10 円 ( - )	3.00 円 ( - )

#### 5. 配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準で定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、自社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中か

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

ら、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、自社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

## 6. その他

今回の公募による募集株式発行並びに株式売出しに当たっては、当社の従業員持株会に対して、引受人の買取引受による売出株式数 8,220,000 株のうち一定の株式を販売する予定であります。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配当に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。